

ふくしまものづくり人材育成支援事業補助金

福島県では、本県産業の基盤であるものづくり産業の活性化や新たな産業の創出、集積等を図るとともに業界内における技術・技能の継承を図るため、『技術力強化・高度化』と『人材の確保・定着促進』に一体的に取り組む団体等に対し、要する経費の一部を助成します。

補助対象者

- 中小企業等で構成される団体等

※団体の構成会員に占める県内中小企業等の割合が2／3以上であること。

補助対象事業

- 「技術力強化・高度化」と「人材確保・定着促進」を一体的に実施する事業

◆技術力強化・高度化

業界・企業のニーズに合わせた製造技術向上や地域の強み、特性を踏まえた製造技術の向上を図るために実施する実習を含む研修等の受講、開催。

【対象となる技術分野】

中小ものづくり高度化法に基づく12の特定ものづくり基盤技術（下記12の技術分野）、その他本県の復興・産業振興のため知事が必要と認める技術分野

情報処理技術	精密加工技術	製造環境技術	接合・実装技術	立体造形技術	表面処理技術
機械制御技術	複合・新機能材料技術	材料製造プロセス技術	測定計測技術	バイオ技術	
デザイン開発に係る技術					

◆人材確保・定着促進

離職や求人難等に伴う人材流出・不足による技術・技能の低下、継承の断絶を防ぐために実施する技術・技能の形成に資する取り組みや職業観や基本的資質の醸成、若年世代の確保を促進する取組み。また、企業の経営者、管理者等を対象として、マネジメントやコーチングに関するスキルを向上させる取組。

補助対象経費・補助率等

- 補助対象事業を実施するために要する以下の経費

謝金	外部専門家、講師等に係る謝金等
旅費	講師及び従業員等に係る旅費等
事務経費	会場借上料、印刷製本費、教材費、原材料費、通信運搬費、受講料、受験料、消耗品費等
委託費	研修等委託費
その他	その他知事が認めた経費

- 補助率は補助対象経費の1／2以内

- 補助金額は上限250万円までとする。

補助の決定

- 提出された申請書等の内容について、外部有識者等で構成する審査委員会で選定します。

募集期間

平成27年6月1日（月）から平成27年6月26日（金）

（お問い合わせ）

福島県商工労働政策人材育成課 TEL:024-3670-1134（午前10時～午後4時）

電話 024-3670-1130 FAX: nozai@oekimukuchimail.jp

ホームページ: <http://www.oekimukuchimail.jp/seisaku203.html>